議案第３６号

専決処分の承認を求めることについて

（平成２９年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第４号））

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（平成２９年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第４号））したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成３０年５月２８日提出

向日市長　安　田　　守

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成３０年３月３０日

向日市長　安　田　　守

平成２９年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成２９年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

平成３０年３月３０日

向日市長　安　田　　守

第　1　表　　繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
1　事　業　費	1　事　業　費	和井川1号幹線詳細設計他業務	40，706